回覧

２０２３年１月２７日

代議員・分会役員・組合員　皆様

鳥取市役所職員労働組合
執行委員長　中林　春樹

雪害による保障内容ならびに被災受付について(お知らせ)

平素から組合活動並びにじちろう共済の取り組みにご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、1 月 24 日からの寒波により組合員の方が被害に遭われた場合、下記の通り共済金の対象となる場合がありますのでお知らせいたします。

つきましては、下記お知らせについて組合員の方(管理職含む)への周知をお願いいたします。また、対象となられる場合は組合書記局まで連絡をお願いいたします。

記

1.　建物等の被害に関する請求対象について

◆火災共済

・共済の目的である建物（ベランダ・バルコニー等の付属設備を含む）に損壊があり、損害が 10 万円を超えるとき。

・共済の目的である建物の床上浸水。

・破裂・爆発(凍結による水道管等の破裂・水ぬれ損害)。
凍結による水道管等(専用水道管、湯沸かし器、太陽熱温水器内の水管、スノーダクト、排水管、水洗便器等)の破裂・爆発にともなう当該機器の損害ならびに水ぬれ損害。
水道管等の当該機器のみ破損の場合は「水道管凍結修理費用共済金」の適用となります。なお、建物契約 20 口以上の加入が条件で、実際に修理費用を支払いされた場合 1 事故 10 万円を限度にお支払となります。また、対象となる目的区分は自家・貸家契約となります。

◆自然災害共済（標準タイプ・大型タイプ）

・共済の目的である建物（ベランダ・バルコニー等の付属設備を含む）に損壊があり、損害が 10 万円を超えるとき、または建物の損壊に伴う家財の被害が 10 万円を超えるとき。

・共済の目的である建物の床上浸水。

◆慶弔共済

・破裂・爆発(凍結による水道管等の破裂・水ぬれ損害)。

・共済の目的である建物に損壊があり損害が 20 万円を超えるとき。

・共済の目的である建物の床上浸水。

※対象とならない場合について

・付属建物（車庫、物置、納屋等）および付属工作物（門、塀、カーポート、外の水栓等）は対象となりません。
ただし「自然災害共済大型タイプ」に契約がある場合は、10 万円を超える損壊があるときは特別共済金の対象となります。また、火災共済についても建物契約に 20 口以上の加入がある場合、10 万円を超える損壊があるときは「付属建物等風水害共済金」の対象となります。

・雨漏りのみの被害で、建物（屋根・壁・サッシなど）に損壊がなく、隙間などから雨水が浸入し

た場合は、対象となりません。
・自然災害共済の申込日から7日以内に発生した被害は対象となりません。

2.　被害報告等について

「自然災害被災受付票」をお渡ししますので、組合書記局 TEL（0857-20-3399）までご連絡ください。

※緊急修理について

被災箇所の修理を緊急に行う場合は、被害状況のわかる写真、修理見積書または請求書の保管をお願いします。

ご不明な点等ございましたら組合書記局までお問い合わせください。

○　連絡先　組合書記局　担当：福田信江　内線）7972　外線）0857-20-3399